



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年6月3日（金） 第10006号

目次

	ページ
告 示	
○家畜伝染病発生報告（畜産課）	2
○指定納付受託者の指定（会計管理課）	2
公 告	
○公開による意見の聴取の開催（林政課）	3
○土地改良区の定款変更認可（農村整備課）	4
○同	4
○土地改良区役員の就退任の届出（同）	4
監査委員訓令	
○群馬県監査委員事務局職員倫理規程	6
人事委員会訓令	
○群馬県人事委員会事務局職員倫理規程	6
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施（交通規制課）	7
落 札	
○落札者等の決定（業務プロセス改革課）	9

■ 告 示

◎群馬県告示第160号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和4年6月3日

群馬県知事 山本 一 太

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所
豚熱	豚	患畜	4頭	令和4年5月10日	桐生市
豚熱	豚	疑似患畜	5,503頭	令和4年5月10日	桐生市

◎群馬県告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次の者を同項に規定する指定納付受託者に指定した。

令和4年6月3日

群馬県知事 山本 一 太

指定納付受託者の所在地及び名称	指定をした日	歳入の種類
東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー34F 株式会社リクルートペイメント	令和4年6月1日	(1) 次に掲げる規定による観覧料 ア 群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例（昭和49年群馬県条例第15号）第5条第1項 イ 群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例（昭和54年群馬県条例第15号）第5条第1項 ウ 群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和62年群馬県条例第5号）第8条第3項 エ 群馬県立自然史博物館の設置及び管理に関する条例（平成8年群馬県条例第8号）第6条第1項 オ 群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例（平成8年群馬県条例第9号）第6条第1項 カ 群馬県立ぐんま天文台の設置及び管理に関する条例（平成11年群馬県条例第9号）第6条第1項 (2) 群馬県立ぐんま昆虫の森の設置及び管理に関する条例（平成17年群馬県条例第46号）第6条第1項に規定する入園料

■ 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第50条第2項の規定により、同条第1項の規定による使用権設定に関する認可の申請についての意見の聴取を次のとおり行う。

令和4年6月3日

群馬県知事 山本 一太

1 意見の聴取に係る事案の要旨

- (1) 申請人の氏名又は名称及び住所 神流川森林組合 代表理事組合長 田村利男 多野郡神流町大字麻生92
- (2) 使用権設定の目的 森林から木材を搬出するために必要な作業道の設置
- (3) 使用権を設定しようとする土地の所在 多野郡神流町大字魚尾1327-1、1327-2

2 意見の聴取の期日 令和4年6月24日（金） 午前11時から

3 意見の聴取の場所 群馬県多野藤岡振興局 藤岡合同庁舎 第一別館会議室

4 公述の申出 意見の聴取に出席して意見を述べようとする者（使用権を設定しようとする土地の所有者及びその土地に関し所有権以外の権利を有する者に限る。）は、住所、氏名、電話番号、年齢並びに当該土地に関する権利の種別及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）に、当該土地の登記事項証明書又は当該土地について権利を有することを証する書面の写しを添付し、令和4年6月17日（金）までに下記に到着するよう提出すること。

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県環境森林部森林局林政課

5 意見の聴取の問合せ先 群馬県環境森林部森林局林政課 電話027-226-3223

別記様式

森林法第50条第1項の規定による使用権設定に関する認可の申請についての公述申出書

年 月 日

群馬県知事 山本 一太 宛て

令和4年6月3日付け群馬県報に登載された森林法第50条第1項の規定による使用権設定に関する認可の申請に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

1 公述申出人 住所 電話番号
氏名 年齢

2 使用権を設定しようとする土地に関する権利の種別
当該土地の登記事項証明書又は当該土地について権利を有することを証する書面の写しを添付すること。

3 意見の要旨（400字以内）

6 土地の所在地の属する市町村の事務所での掲示

神流町役場の掲示場上記内容を掲示した。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により古巻中部土地改良区の定款の変更を令和4年5月25日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年6月3日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により邑楽土地改良区の定款の変更を令和4年5月26日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年6月3日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年6月3日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
南八幡堰	理 事	再 任	滝沢博昭	高崎市阿久津町988番地
	同	同	松原文雄	同 同 1008番地
	同	同	小池秀喜	同 同 1199番地
	同	同	萩原俊一	同 木部町196番地1
	同	同	萩原康司	同 同 435番地
	同	同	木村哲嗣	同 同 475番地1
	同	同	鈴木良樹	同 山名町633番地
	同	同	平木和男	同 同 803番地3
	同	同	上原政幸	同 同 1107番地
	同	同	阿部透	同 同 1327番地
	同	新 任	飯島順一	同 木部町191番地1
	同	同	山口聡	同 同 391番地
	同	同	塚越正幸	同 同 425番地
	同	同	佐藤勝政	同 根小屋町496番地3

同	同	池田正明	同 山名町1594番地1
同	同	今井浩明	同 同 1909番地
同	退任	飯島英敏	同 木部町171番地1
同	同	田口実	同 同 387番地
同	同	依田邦江	同 根小屋町482番地1
同	同	武藤澄雄	同 山名町403番地2
同	同	石井ふく	同 同 1899番地
監事	再任	今井三喜雄	同 阿久津町1517番地
同	新任	清水博	同 山名町557番地
同	同	武井和行	同 吉井町馬庭64番地
同	退任	塚越正幸	同 木部町425番地
同	同	吉田昭次	同 山名町1573番地1

■ 監査委員訓令

群馬県監査委員訓令第一号

監査委員事務局

群馬県監査委員事務局職員倫理規程を次のように定める。
令和四年六月三日

群馬県監査委員

林 石原 栄一 章
金井 康夫
安孫子 哲

群馬県監査委員事務局職員倫理規程

(目的)

第一条 この規程は、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為等の防止に関し必要な事項を定めることにより、公務に対する県民の信頼を確保するとともに、職員が官民共創を推進するために事業者等との交流を図ることができ環境を整備することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において、「職員」とは、監査委員事務局に勤務する地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職に属する職員をいう。

(総括倫理監督者)

第三条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、職員倫理を監督する職員として、総括倫理監督者を置く。

2 総括倫理監督者は、事務局長とする。

3 総括倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有している。

一 職員からの群馬県職員倫理規程(令和四年群馬県訓令甲第八号)第五条第二項及び第九条に規定する相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

二 職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び研修を行うこと。

三 職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

4 この規程に違反する行為があった場合にその旨を代表監査委員に報告すること。
総括倫理監督者は、その指定する職員に、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(補則)

第四条 この規程に定めのあるもののほか、職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な事項は、群馬県職員倫理規程の例による。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

■ 人事委員会訓令

群馬県人事委員会訓令第一号

群馬県人事委員会事務局

群馬県人事委員会事務局職員倫理規程を次のように定める。
令和四年六月三日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会事務局職員倫理規程

(目的)

第一条 この規程は、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為等の防止に関し必要な事項を定めることにより、公務に対する県民の信頼を確保するとともに、職員が官民共創を推進するために事業者等との交流を図ることができ環境を整備することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において、「職員」とは、人事委員会事務局に勤務する地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職に属する職員をいう。

(総括倫理監督者)

第三条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、職員倫理を監督する職員として、総括倫理監督者を置く。

2 総括倫理監督者は、事務局長とする。

3 総括倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有している。

一 職員からの群馬県職員倫理規程(令和四年群馬県訓令甲第八号)第五条第二項及び第九条に規定する相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

二 職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び研修を行うこと。

三 職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

4 この規程に違反する行為があった場合にその旨を委員長に報告すること。
総括倫理監督者は、その指定する職員に、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(補則)

第四条 この規程に定めのあるもののほか、職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な事項は、群馬県職員倫理規程の例による。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和4年6月3日

群馬県警察本部長 千代延 晃 平

1 調達内容

- (1) 入札件名及び数量 交通管制システム用イーサネットサービス提供 一式
- (2) 入札件名の特質等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 借入期間 令和5年3月1日から令和8年2月28日まで
- (4) 借入場所 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部交通管制センターほか（詳細は、仕様書のとおり）
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に記載されている者又は公告の日現在で資格者名簿に記載されていないが、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び規則第190条の2の規定により令和4年6月9日（木）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月23日（木）午後5時までに資格者名簿への登録を確認し、群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係にその旨の連絡をした者のうち、次に掲げる条件を満たしている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされている者（手続開始の決定後に、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 本件と同種の業務について実績がある者であること。
- (8) 24時間、365日の故障受付、故障対応等ができる十分な運用保守体制を整えられる者であること。
- (9) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定による事業の登録を受け、電気通信事業者登録簿に記載されている事業者又は同法第16条第1項の規定による届出をしている事業者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒371-8580

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 電話027-243-0110（内線2214～2216）

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 令和4年6月3日（金）から同月24日（金）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 交付場所 上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札参加資格の確認 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を次により提出しなければならない。

なお、提出した書類に関して群馬県警察本部が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

また、入札参加資格確認結果は、令和4年6月30日（木）までに入札参加資格確認結果通知書で通知する。

ア 提出期限 令和4年6月24日（金）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

イ 提出方法 持参又は郵送とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「交通管制システム用イーサネットサービス提供入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 令和4年7月14日（木）午前9時 群馬県警察本部庁舎地下1階入札室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月13日（水）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県警察本部警務部会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「交通管制システム用イーサネットサービス提供入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: CHIYONOBU Kouhei, Chief of Gunma Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the services to be required: Providing Ethernet service offer for traffic control system, 1 set

(3) Rental period: From March 1, 2023 through February 28, 2026

(4) Delivery place: Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1, Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken

- (5) Time-limit for tender: July 14, 2022 at 9:00 a.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than July 13, 2022 at 5:00 p.m.)
- (6) Contact point for the notice: Finance Division, Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8580, Japan, TEL 027-243-0110(ext.2214~2216)
(Japanese language only)

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和4年6月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 令和4年度パーソナルコンピュータ及び関係機器一式の賃貸借 ノート型パソコン3, 320台及びカラープリンタ250台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県知事戦略部業務プロセス改革課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和4年5月17日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ナブアシスト 群馬県前橋市元総社町521-8
- 5 落札金額 215,184,420円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和4年4月5日

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111